

○南伊豆地域清掃施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第11号

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊豆地域清掃施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第9号）第20条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等は、一般職に属する常勤の職員の例によるほか、下田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年下田市規則第28号）の例による。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。